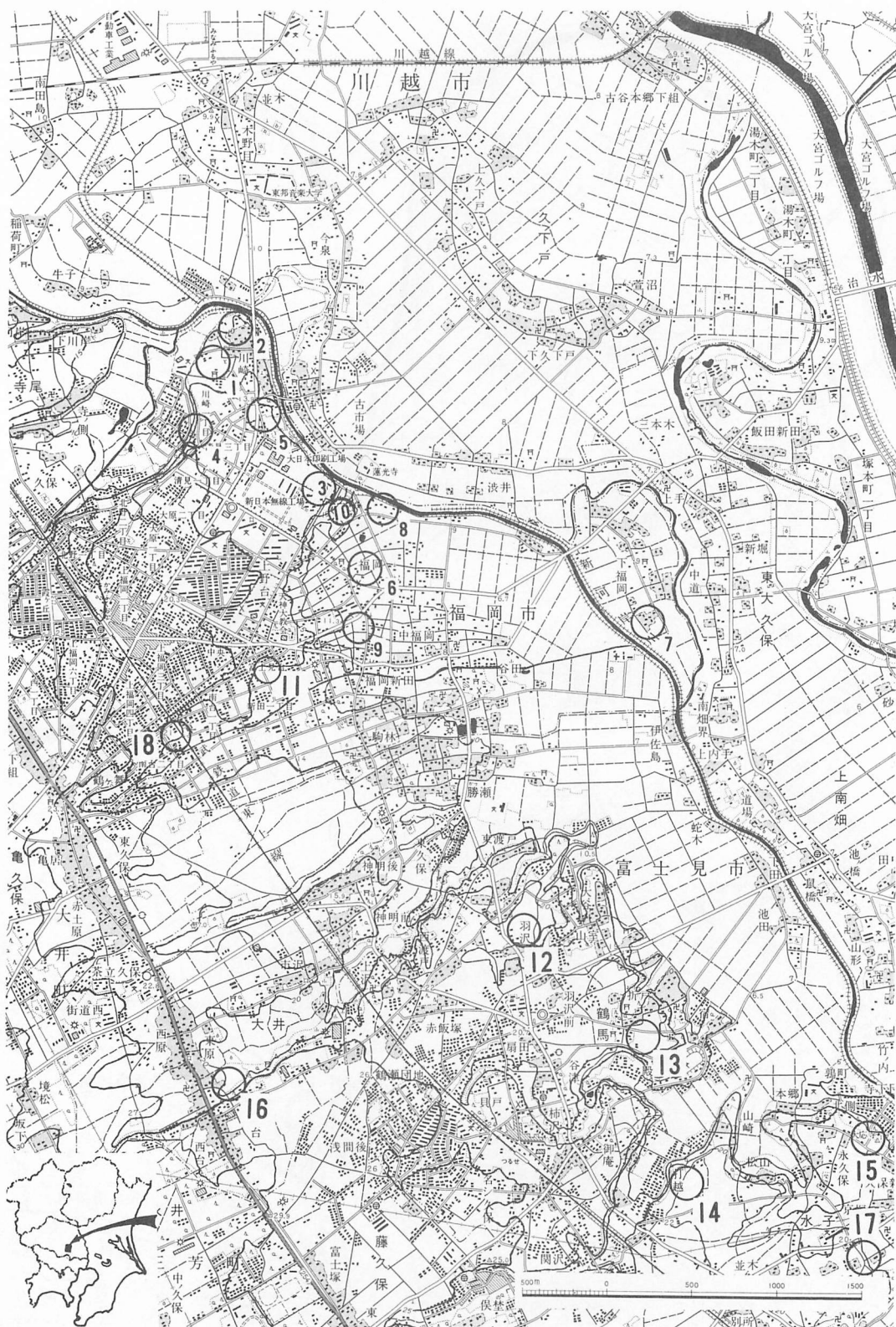




第1図

遺跡位置図(1)

- | | | | | |
|---------|--------|------------|-------------|---------|
| 1 川崎遺跡 | 5 八ヶ遺跡 | 9 松山遺跡 | 13 黒貝戸遺跡 | 17 東台遺跡 |
| 2 川崎貝塚 | 6 長宮遺跡 | 10 滝遺跡 | 14 打越遺跡 | 18 南台遺跡 |
| 3 上福岡貝塚 | 7 城山城跡 | 11 富士見台横穴群 | 15 水子大応寺前貝塚 | |
| 4 川崎横穴群 | 8 丸橋遺跡 | 12 羽沢遺跡 | 16 大井戸跡遺跡 | |



第2図 遺跡位置図(2)

I 発掘調査に至る経過

上福岡市は、東京に30kmの圏内にある至近距離ということで、非常に開発の波も早く、かつ激しいものがあつた。しかし、ここ2、3年は、年間を通して一定の数に限定されてきたし、また、開発の面積も200㎡を前後するものが多くなっているようであり、いわゆる大規模な開発は、ほとんど姿を消したと言ってよいようである。そのため、市では、国庫補助を受けて、小規模開発に対処するため、記録保存の発掘調査を実施してきた。本年度は、4年次にあたる。継続調査の今年度報告する遺跡は、下記の5箇所の発掘調査の記録である。

(遺跡名・調査区名)	(所在地)	(調査面積)	(調査期間)
1 長宮遺跡第12次調査	上福岡市長宮1-2-7	160 ㎡	5月26日～5月30日
2 長宮遺跡第13次調査	〃 長宮1-2-13	251 ㎡	6月3日～6月11日
3 滝遺跡第7次調査	〃 滝1-1-19	400 ㎡	7月30日～7月31日
4 南台遺跡調査	〃 南台924-1	394 ㎡	11月24日～11月27日
5 川崎遺跡第7次調査	〃 川崎宮前	316 ㎡	11月27日～11月30日

これらの遺跡調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行った。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者（原因者）に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

これまで3年間の実績では、小規模開発に対する調査も10箇所前後を数え、調査面積も2,500～3,000㎡前後であった。しかし、今年度は調査に該当する小規模の開発も一段と減少し、実に半数程となった。しかも、遺跡の中心地からはずれるものが多く、遺構の検出例も多くはない。このため、これまで、過去3箇年の調査の中で、一部概報としての報告しかしていない遺跡の遺物の整理と報告を県文化財保護課の指導を受けて行った。それを行ったのは、下記の2遺跡である。

(遺跡名・調査区名)	(所在地)	
1 長宮遺跡第5次調査	上福岡市長宮2-5-2	} 昭和54年度調査
2 川崎遺跡第4次調査	〃 川崎2-5-2	

(笹森健一)

つ五領期の住居跡が出土した滝遺跡が存在する。滝遺跡の北、台地上には、学史に名を残している上福岡貝塚が存在している。

次に、周辺の遺跡について見てみると、上福岡市の南に位置する富士見市は、やはり上福岡と同じように武蔵野台地東縁に位置し、小河川に開析された舌状台地に多くの遺跡が存在している。

縄文時代前期では、国指定である水子貝塚、打越遺跡があり、主として台地縁辺部に立地している。縄文時代中期になると、人々の生活の中心は開析する小河川の奥に移動する傾向があり、遺跡も、富士見市松の木遺跡、大井町西ノ原遺跡等がある。後晩期では、ふたたび人々は台地縁辺部に移動する。富士見市打越遺跡、東台遺跡、北別所遺跡等がある。

弥生時代の遺跡は極端に少なく、これは、所沢市、富士見市、大宮市、桶川市を結ぶラインより南部の弥生時代後半の弥生町期、前野町期の住居、方形周溝墓の分布する範囲と、同一期の、埼玉県北部に分布している「吉ヶ谷武」「櫛式」系の土器の分布する地域の間地域に位置しているためと考えられている。

古墳時代の遺跡は少なく、集落跡が上福岡市滝遺跡で五領期のものが、富士見市打越遺跡で鬼高期のものが検出されている他、川越市仙波古墳群と、朝霞市八塚古墳群までは、古墳の存在は認められておらず、空住地帯となっている。

国分期になると、川越市仙波遺跡、上福岡市松山遺跡、富士見市東台遺跡、栗谷ツ遺跡、北別所遺跡、三芳町新開遺跡、俣埜遺跡等、遺跡の数は著しく増加する。 (伊東 淳)

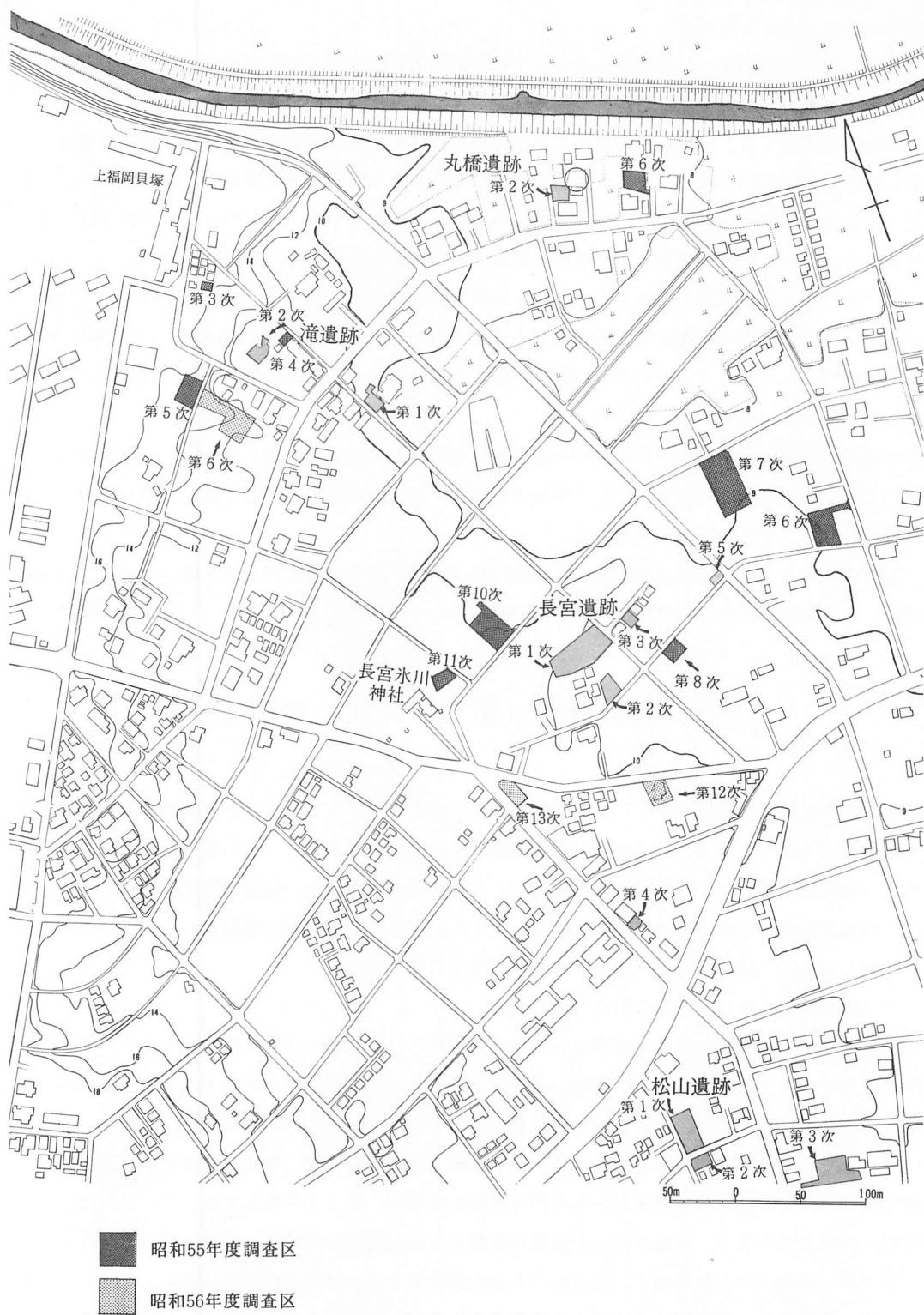
Ⅲ 長宮遺跡（第12、13次）の調査

長宮遺跡は、昭和55年度までに、11回にわたって調査を行ってきた。第1次調査は市立長宮保育園建設に先立つもので、この地区の調査の端緒となるものであった。その後、国庫補助を受けて個人住宅建設に際して、事前の調査を行ない、また、第8次調査は、建物住宅建設に際して、上福岡市遺跡調査会が主体となって調査を行ってきた。これまでの調査の総面積は、約4,000㎡に及び、第8調査区（約2,000㎡）を除いて報告は完了している。

今回の報告は、第12、13次の調査分である。

長宮遺跡は、地形的にみると標高9～10mの範囲にあり、北側には小支谷が入り込み、それが北側の限界となると考えられるが、西側、南側は、同じような平坦な地形が続くため、その範囲を明確に示しえない。南側は、小字名が松山に変わるので、「松山遺跡」として調査している。

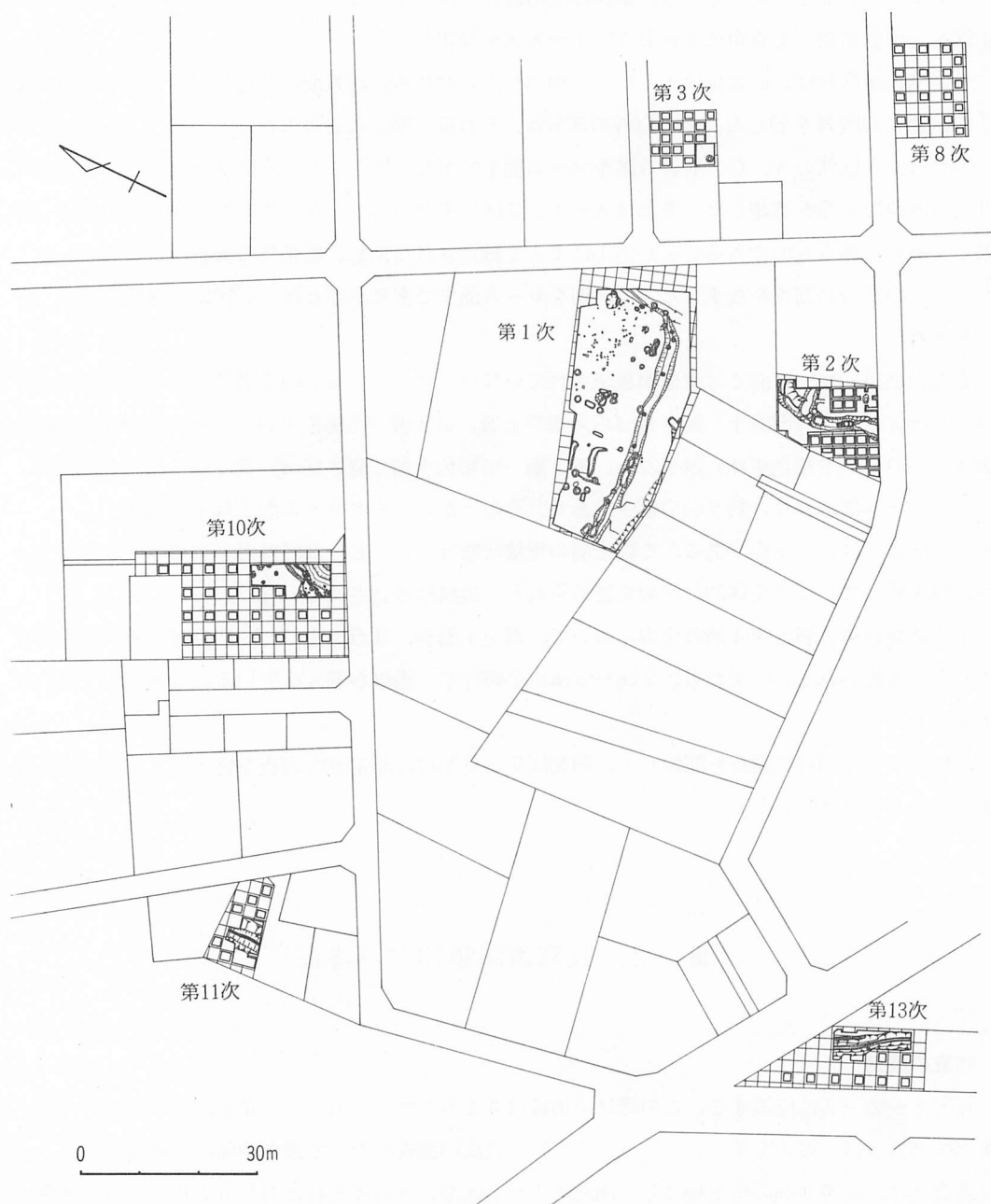
これまでの調査で判明したのは、第5次調査で縄文時代前期の関山Ⅱ式期に属する住居が、また第4次調査で、古墳時代最終末期～奈良時代初頭の住居が、各々1軒確認され、それ以外は、中世末期～近世までの溝や、土坑、ピット群等の遺構である。現在の畑地は、江戸時代には耕作されていたので、畑地の手入れは良く、地表面の土器の散布等では、遺跡の範囲等は限定しえない。したがって、縄文時代の関山期の中心地や古墳時代末期の中心地がどこにあるのか、具体的に指摘しえないでいる。前記の調査した住居も、調査するためローム面まで表土を除去し、しかるのちに遺構



第3図 遺跡位置図(3)

の判明したものであり、調査前には、予想だにできなかったものである。

これまでの検出された遺構の中心となるのは、中世末期から近世にかけての生活跡である。この地は、長宮千軒町という伝承地にあたっている。長宮千軒町は戦国期に消滅したとされるものである。文献等によって、伝承等の科学的位置付けを終了していない段階では、調査の内容をそれに合致させることはできないのは明白であるが、今後、長宮周辺地区を含めて、きめ細かな調査が必要となっている。



第4図 長宮遺跡調査位置図

Ⅲ－1 長宮遺跡第12次の調査

長宮1－2－7に位置する。この地は廃屋が建っており、それを解体して駐車場を建設するための事前の調査であった。調査面積は160㎡である。

北東部分が公道面に接している。道路の土地境界の杭を基準にして、北西方向へ2mおきにA～I区を、それに対して直角に2mおきに1～8区を設定した。

1区列、2区列は、旧家屋の出入口部に相当していたため、地表面は非常に堅くなっており、表土の除去には困難を要した。それ以外の部分は、それほど堅いことはなかった。

調査は、1区列のA、C、E、G区をローム面まで掘り下げることから開始した。A－1区にて、井戸の木枠の一部を確認した。それはA－1、3区にまたがって存在しており、木枠を確認した段階で、廃屋に伴うものであることが地主によって確認されたため、拡張等の調査は行わず、ただちに、この部分の調査を放棄した。1区列をローム面まで掘り下げた後、3区、5区列の各グリットを調査した。

調査の結果、ローム面では遺構が確認されていない。ローム面までの土層は、表土1（盛り土）厚さ10cm。表土2（旧表土）厚さ15cmの黒褐色土層。第2層－黒褐色土層（ローム粒子を少量含み表土2よりもやや褐色生味）厚さ23cm。第3層－暗褐色土層で原さ15cm。第4層－暗褐色土層で、ソフトロームにあたり、約5cmの厚さである。その下が、ハードローム面となる。地表からハードローム面までは、68cm程である。この土層の堆積状態は、C、E－9区においてのゴミ穴が確認された分を除いて、ほぼ全体的な状態で認められた。遺構は確認されていない。

出土遺物は第3層と第4層の境界において、縄文土器が、3点出土した。時期は、縄文前期の関山のものと思われる。いずれも、2cm～3cmの小破片で、繊維が混入している。少破片のため、図示はしていない。

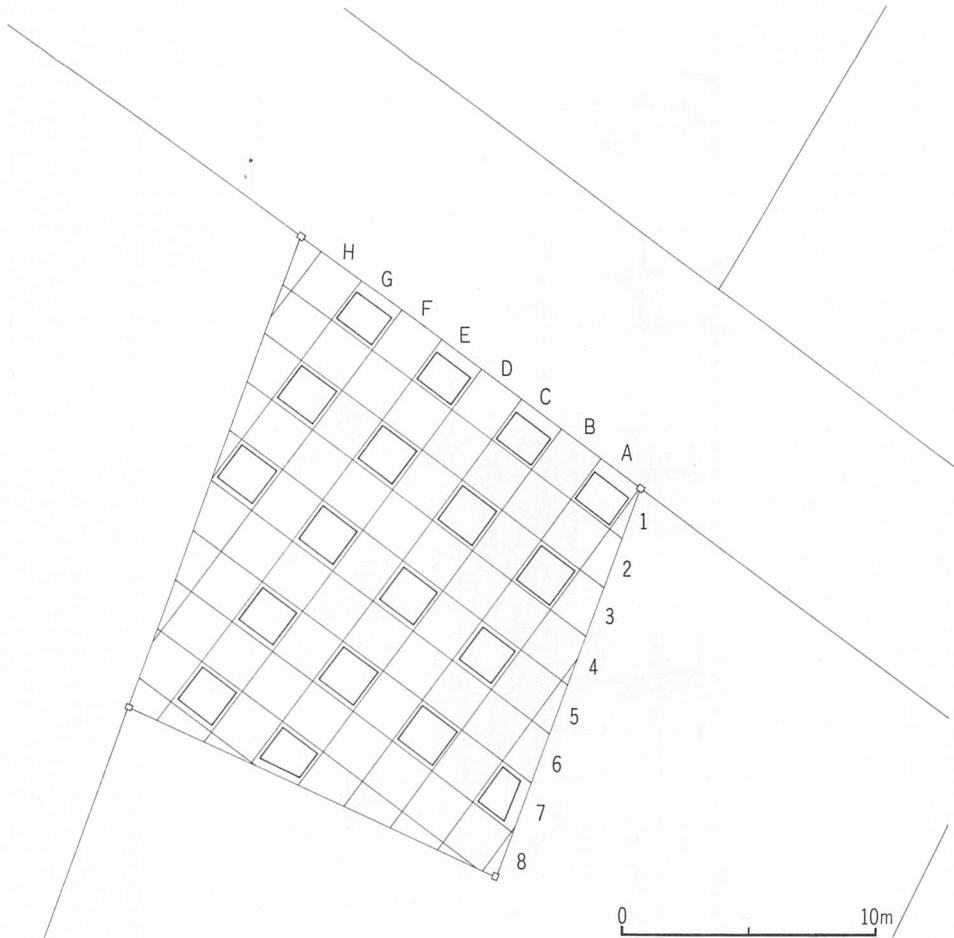
昭和56年5月26日に調査を開始して、昭和56年5月30日に測量等の調査を終え、すぐ埋め戻しにかかり、すべて終了した。

Ⅲ－2 長宮遺跡第13次の調査

○調査の経過

長宮1－2－3に位置する。この地は公道にはさまれた地区にあたる。第4図に示したように、第13次調査区は、周辺を第1、2、3、9、10、11次の調査に対して最も西側に位置する。

調査区は、隣地の畑の境を軸にして南北に1～8区を、さらにそれに対して直角にA～E区を、各々2mm間隔に分けて、グリッドを設定した。道路によって、三角形の角地になっている部分は、

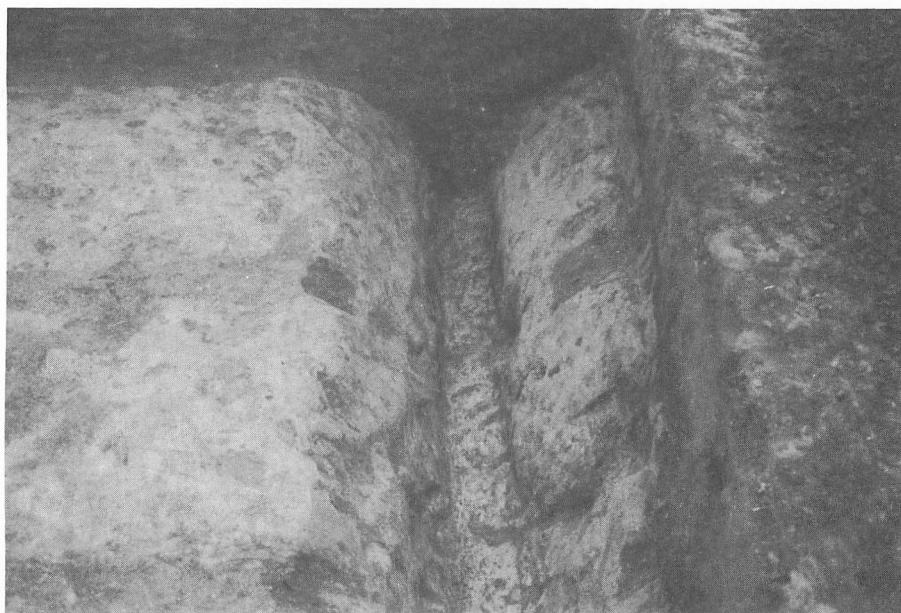


第5図 長宮遺跡第12区調査全測図

9～16区にあたる。9～11、A～C区は、道路に面する角地にあたるため、看板等の建設時のコンクリートブロックが多量に埋没されており、調査は不能であった。他の地区は表土面が車の駐車場等になっており、非常に堅くなっていた。そのため表土を除去するのに困難であった。

調査は、A区列の2、4、6、8区の表土を除去し、ローム面まで掘り下げることから開始した。その結果A-6、8区では、ロームの一部を検出したが、他の区では、ローム面では確認されなく何等かの遺構の存在する可能性が高くなった。そこで、他の区にも調査区を拡張して、ローム面まで掘り下げることにした。C区別、E区別の2、4、6、8区の調査の結果、E区別には、まったく遺構がなく、すぐ埋め戻しに入ると同時に、土置場とした。C-8区には、ローム面において、A-2区と同じ覆土の遺構が確認されたので、ほぼ、南北の溝状遺構であるとの察知ができた。予定した各グリットをローム面まで掘り下げたのちに、溝状遺構にかかる部分を拡張し、プラン全面を確認した。プランを確認した段階では、溝のプランはせまかったが、溝の全ぼうが露呈するにしがって、東側に広がっていった。

溝遺構の全ぼうが判明したのち、調査し、写真、図面等を終了して、ただちに、埋めもどしたかから、無事6月11日にすべての調査の過程を終了した。



1.長宮遺跡第13次調査の溝



2.長宮遺跡第12次調査